平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県姶良市平松6375番地３
債務者　税所　篤史
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
熊本県宇城市小川町西海東1289番地２
債務者　谷川　祥一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６９号
熊本市中央区帯山１丁目22番71号
債務者　旅井　信行
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三藤　省三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１７０号
熊本市中央区帯山１丁目22番71号
債務者　旅井　瑞代
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三藤　省三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９２号
宮崎市清武町今泉丙2029番地９
債務者　橋本　利香
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　好成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７６号
札幌市豊平区福住１条７丁目７番34号、住民票上の住所旭川市永山９条14丁目５番19号
債務者　宮村　佳明
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
高知県土佐清水市汐見町23―18　パールビル４階402号室、住民票上の住所神奈川県厚木市旭町２丁目１番６―807号
債務者　鷲山　憲治
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後１時
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７４２号
横浜市鶴見区佃野町１丁目７番地　深谷ビル203号、住民票上の住所東京都台東区今戸２丁目12番13号
債務者　坪田　敏純
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５９号
札幌市中央区南６条西16丁目３番25号
債務者　高階理津子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
札幌市中央区宮の森４条11丁目20番２―516号
債務者　森井　雅史
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０２号
札幌市東区北37条東10丁目２番18号　吉田マンション105号
債務者　曽田　　翔
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６５号
札幌市清田区清田１条３丁目７番１―502号
債務者　清本宗鉄こと　鄭　　宗鉄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８３号
札幌市南区簾舞６条２丁目２番５号
債務者　山田　敍好
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８４号
札幌市南区簾舞６条２丁目２番５号
債務者　山田喜代美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０５号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１番17―404号
債務者　藤田　幸穂
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１１号
札幌市北区屯田６条１丁目４番３号
債務者　田中　厚子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５３号
札幌市東区北36条東25丁目２番９号
債務者　渡邊　一真
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部